

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

The Labour Year Book of Japan special ed.

第五編 物価・配給統制と労働者の生活

第一章 物価と生計費

物価統制の展開

国家総動員法にもとづく物価統制令が一九三九年一〇月に施行されたのを画期として、物価統制は太平洋戦争突入にいたる期間に次々と拡充・実施されていった。

まず一九三九年一〇月「価格等統制令」、「地代家賃統制令」、「賃銀臨時措置令」がそれぞれ施行された。「価格等統制令」は、同年九月一八日現在における価格を最高価格として、一般商品価格、運送賃、加工賃などの諸価格をこの基準以内に据え置くことを指示したものである(いわゆる「九・一八停止価格」)。この価格停止は価格公定の前提をなすものであり、のちに各品目について統制価格が次々に設定され、この停止価格に代位していった。なおこの時、生鮮食料品や土地建物などは価格停止指数の対象外におかれた。この「価格等統制令」は当初有効期間一カ年であったが、一九四〇年一〇月の改正によってさらに一カ年延長され、つづいて一九四一年九月の改正では期限をつけず当分の間有効とされ、一九四五年八月の敗戦にいたるまで存続した。

また「地代家賃統制令」は地代・家賃の最高額を一九三八年八月四日現在の基準に据え置くことを指示したものであり、「賃銀臨時措置令」は一九三九年九月一八日を標準として賃金(基本給)の釘づけを命じたものであった。

なお生鮮食料品に対しては、一九四〇年八月青果物四〇品目について統制価格が設けられ、これによる小売目方売りが実施された。その後一九四一年七月にはこの価格統制の範囲が拡充され、市場に出回る青果物の大部分の種類に統制価格が設定された。魚介類に対しては一九四〇年九月、鮮魚、塩干魚七七品目に統制価格が設けられ、一九四一年九月にはさらに一〇〇品目について新たに統制価格が設けられ、物価統制は鮮魚介類のほとんど全部に及ぶようになった。

物価(統制価格)の動き

消費資料の価格の動きをみるための資料としては、まず日本銀行の東京小売物価指数および東京料金指数があげられるが、この東京小売物価指数の基礎をなす消費資料の価格は、一九三九年価格統制が実施されるとともに、統制品目については統制小売価格を、統制外品目については自由価格を対象とした。そして戦争下統制が全面化するにつれて、その物価指数も事実上統制価格(公定価格)の動きをあらわすだけのものとなった。

さてこの指数の動きをみると第62表のようである。まず一九三八年から一九四〇年の統制開始前後における騰貴率の高いことが注目される。その後統制が全面化するにつれて、一九四一年には騰勢がかなり押えられた。この間総平均指数では一九四〇年において対前年比一六・一%と最高の騰貴率を示したが、一九四一年には一・二%と著しく押えられた。一九四〇年における急騰をもたらした主役は食料品であった。食料品指数は一九三八年以降毎年騰勢を強め、一九四〇年には一

八・一％と他の品目に比べて最高の騰貴率をみせた。これは主として野菜や魚介類の生鮮食料品をはじめとする統制外・自由価格の急騰によるものである。しかしその後統制の手が次次に打たれ、統制価格が設定されていくとともに、この騰勢は押えられ、一九四一年にはやや反落をみせた。同様にまた衣料品やその他の諸品目も一九三九年および一九四〇年には大幅に騰貴したが、一九四一年における騰勢は低位にとどまった。

太平洋戦争突入後、一九四二年には、切符配給制が開始された衣料品を除いて、全体として騰貴率は比較的低かったが、一九四三年から再び騰勢が顕著になった。このころから物価統制の破綻によって統制価格のひんぱんな改訂・引上げをくりかえさざるをえなくなっていく。一九四四年には食料品(対前年比一二・七％)およびその他の品目の騰貴が目だつようになり、一九四五年(一～七月)にはすべての価格が一様に大幅な騰貴を示した。

次にこの小売物価指数の構成品目である各小売価格および料金の動きについて、おもなものをかかけると第63表のようである。物価統制の実施・拡充期である一九三九年から一九四〇年においては、食料品をはじめ、木炭、繊維品、酒、たばこの嗜好品、日用品類などの価格がいずれも大幅な騰貴をみせている。一九四一年から一九四二年においては、統制価格の動きとしては一応の停滞を示している。この時期には価格が不変だった品目も多く、また食料品のなかの大麦、大豆、諸類などのように下落をみせたものもあった。この反面砂糖、牛乳、木炭、木綿生地、たばこなどは一貫して上昇を続けた。

一九四三年にはいると再び統制価格の改訂・引上げの動きが始まった。すなわち、このころから著しくなった消費資料の生産・供給の減少は、配給統制を根底からゆるがすようになったため、政府は物資出回り対策として生産者価格の引上げを次々に実施し、これに応じて消費者統制価格もひんぱんな引上げが行なわれることになった。しかしこうした価格引上げも生産の崩壊とヤミの横行を前にしてはまったく無力であり、いたずらにヤミ価格つり上げの手段として利用されるだけで配給量の維持にはまったく役だたなかった。

一九四三年には米をはじめ穀類、薯類、味噌、醤油、砂糖などの調味料や各種の副食品が一斉に騰貴した。また一九三九年以降だいたい不変だった電灯料、鉄道運賃、水道料、新聞などの各料金も、一九四二年とくに一九四三年から引き上げられはじめた。そして一九四四年には食料品価格をはじめとして騰貴がさらに激しくなり、一九四五年にはいるとほとんどあらゆる品目にわたって軒並みに大幅な価格引上げが行なわれるにいたった。次にこうした物価の動きを労働者の生計費の面からみることにしよう。

生計費の動き

戦時中の生計費の時系列的な資料として内閣統計局の生計費指数が発表されている。このうち労働者生計費指数(全国)の動きは第64表のようである(注1)。しかしこの指数は調査規定においては、調査対象となった賃労働者が現実に支出した価格にもとづいて算出されることになっていたが、実際は先の「東京小売物価指数」と同様に、統制品目については統制価格が用いられており、そのため戦時中の生計費指数は、もっぱらこの消費資料の統制価格の動きを、労働者世帯の消費、支出構造の実際による費目構成のウェイトでもって調整したにすぎないものとなっている。

(注1)内閣統計局「生計費指数」は、全国主要二四都市における「労働者」および「給料生活者」を対象としている。なおこれら対象者の収入基準は、戦時中においては月収六〇円以上一〇〇円以下となっていた。この生計費指数の基準時は一九三七年七月で、指数は同年八月分から毎月発表されたが、一九四四年五月分までで全国指数の発表が中止された。第65表はこの生計費指数のうち全国の「労働者」の分をかかげたものである。その後労働者の都

市別指数のみは一九四五年六月分まで発表された。そのうち東京都の分は第66表のようである。

なおこのほか、朝日新聞社においても固有の生計費指数を発表してきた。これは第65表のようである。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

発行 1964年

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 東洋経済新報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
